

慶長五年
七月七日

家康

屋代左衛門どのへ

(天寛日記に、屋代左衛門尉勝永、會津景勝追討御發向之時、北陸道之御大名に御下知狀並御朱印、其外陣中軍法之御朱印御渡、七月八日越後國に趣、從夫加州に至、加賀利長參會御朱印差出、上意述之とあり。)

七月十三日。前田利長、象山徐芸の隱居寶圓寺に石川郡野田山の下荊を許さしむ。

【國事雜抄】

三三〇

なをくしばき・かや・まつの下ゑだなど、いづれも御取候やうに申付候。

いんきよはうゑん寺へ米つかひ候はゞ、其つゐでに可申候。のだ山下かりなど、寺へ御取候やうに申べく候。其外

ニ下かりはいづれも寺に御取候やうニ可申候。

慶長五年
七月十三日

羽柴肥前守利長
は

横山大將長知
大ぜん參

(隱居寶圓寺は後の桃雲寺なり。)

七月十三日。前田利政、櫻井八左衛門尉に、知行所付を與ふ。

【前田文書】 金澤

三三一

百四拾表 鈴峯 牧新兵衛分

六拾表 同所 川瀬左平次分

貳百表 村松 宇野与右衛門尉分

合四百表 櫻井八左衛門尉

右相除山川・竹木・野川可領知者也。仍如件。

慶長五年

七月十三日

利政 在判

(本文は慶長四年十月六日の條に掲げたる櫻井八左衛門が加増知行の所付なるべし。所藏者は男爵前田直行氏なり。)

七月十七日。前田利政、櫻井八左衛門尉に、その知行を加増す。

【前田文書】 金澤

三三二

爲加増六百表令扶持候畢。全可領知之所如件。

慶長五年

七月十七日

前田 利政 在判

櫻井八左衛門尉殿

七月廿五日。前田利長、能美郡湊村に制札を建て、士庶の亂妨と放火・蒨田とを禁す。

【湊村文書】 能美郡

三三三

禁制

湊村

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事。

付、人取り事。

一、放火之事。

一、蒨田之事。

右條々若於違犯之輩者、速可處嚴科者也。仍如件。

慶長五年七月廿五日

前田利長 在判

(湊村は能美郡に屬し、小松城主丹羽長重の領内なり。)

七月廿六日。前田利長石川郡福留より、金澤の

留守高島定吉に、その進軍の狀を報す。

【高島文書】

三三四

爲見舞早々使者、寔心入之段別而祝着候。今日福富迄着陣候。明日寺井三戸山まで相移候。爰元之儀追々注進可申候。其方留守中之事、御氣遣專一候。恐々謹言。

慶長五年
七月廿六日

前田 利長 在判

高島定吉
石見守殿

七月廿七日。毛利輝元等、前田利長に、豊臣氏の軍に従はんことを懇願す。

【北微遣文】

三三五

態申入候。去年已來内府被背御置目、上卷誓帛被違之、恣之働条々、從年寄衆可被申入候。殊更奉行・年寄一人宛被相果候而ハ、秀頼様争可被取立候哉。其段連々存詰、今度各申談及銚楯候。御手前も定而可爲御同前候。此節秀頼様へ可有御馳走段、不及申候歟。御返事待入候。恐々謹言。

安藝中納言